

受講生募集!



栃木県要約筆記者 養成講習会 のご案内

要約筆記って?

- ・ 話の内容をその場で要約し文字にして伝える通訳です。
- ・ 聞こえない・聞こえにくい方のコミュニケーションを支援します。
- ・ 「手書き」と「パソコン」の2種類の方法があります。



全体投影の様子



要約筆記は なぜ必要?



聴覚障害者のコミュニケーションの方法は手話だけではありません。

音声の間こえ方（聞こえる音の大きさや音質など）は人によって異なり、特に、中途失聴者や難聴者にとっては、新たに手話を習得することは困難な場合もあります。

音声情報を文字にして通訳することで、話の内容がわかり、会話に参加したり情報を得たりすることができます。

要約筆記者は どんな活動をするの?



聴覚障害者個人や事業所、企業などの依頼に応じ、病院や会議、講演会などでの通訳活動に派遣されます。

利用者の隣で紙に書く、またはパソコン・タブレット等に文字を映し出す「**ノートテイク**」や、複数の利用者に向けた「**全体投影**」などで情報を伝えます

要約筆記者同士、ペアやチームを組んで活動することもあります。

手書き要約筆記の様子



オリエンテーションについて 【4月27日（土）13:00～15:00を予定】

講習会に向け、オリエンテーションを開催します。

手書き・パソコンコースそれぞれの様子をお見せしながら、講習会カリキュラムや要約筆記を学ぶ目的などご説明いたします。オリエンテーション後にコース変更もできます。

⇒講習会の内容や申込方法などの詳細は裏面をご覧ください。

令和6（2024）年度栃木県要約筆記者養成講習会

期間	令和6年5月11日（土）～12月21日（土）※予備日含む ・原則、毎週土曜日の午後1時から最長 午後5時まで ・全90時間（30回前後）を予定
主会場	とちぎ福祉プラザ（住所：宇都宮市若草1-10-6）※会場は変更になる場合があります。
内容	要約筆記の基礎や技術とともに、要約筆記に必要な理論や知識について学び、要約筆記者認定試験を目指します。
対象	①講習会修了後に「栃木県要約筆記者認定試験」を受験し、合格後は栃木県登録要約筆記者として通訳活動に協力する意志のある方。 ②音声情報を文字にする通訳活動を行うにあたり、聞こえに支障のない方。 ③パソコンコースは、ご自身のノートパソコン（Mac 不可・Windows10以降）を持参し、操作に慣れ、タッチタイピング（目安：70文字/分）ができる方。
定員	手書きコース・パソコンコース 各 15 名 *受講が決定した後「決定通知」を申込書に記載のご住所あてにお送りいたします。 *受講が決定した方は、以下の「オリエンテーション」にご参加ください。
参加費	受講料は無料ですが、テキスト代（4,000 円程度）は自己負担となります。
お申込み	本紙下段の申込書に必要事項を記入し、FAX・郵送・メール・来所にてご提出ください。 ・お申込み、お問合せ先 （福）栃木県社会福祉協議会 とちぎ視聴覚障害者情報センター 〒320-8508 宇都宮市若草 1 10 6 とちぎ福祉プラザ 2 階 TEL:028-621-6208 FAX:028-627-6880 メール:youyakukoushuu@tochigikenshakyo.jp ・お申込み〆切 4 月15日（月） 必着
オリエンテーション	4月27日（土）午後 1 時から 午後 3 時（於）とちぎ福祉プラザ第1研修室 （日程・会場は予定／受講決定者には改めて詳細を通知いたします。） ※手書き・パソコンコースそれぞれの様子をお見せしながら、講習会カリキュラムや要約筆記を学ぶ目的などご説明いたします。



受講申込書

希望コース （どちらか一方に☑）	☐ 手書きコース ☐ パソコンコース	
フリガナ 氏 名		
住 所	〒	
連絡先	（電話）	（メール）
志望理由		
この講習会をどこで 知りましたか？		

※切り離さず、この用紙のままご提出ください。

令和 6 年度栃木県要約筆記者養成講習会実施要項

1 目的

聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話習得の困難な中途失聴者、難聴者のコミュニケーションの手段としての要約筆記に必要な技術等の指導を行うことにより要約筆記者を養成し、以て聴覚障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 主催

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 とちぎ視聴覚障害者情報センター（県委託事業）

3 期間

5 月 11 日（土）～12 月 21 日（土）

※毎週土曜日（全 30 回前後）予定、期間中に休講日・予備日有り

4 時間

午後 1 時～午後 5 時（その日のカリキュラム内容により異なる）

5 主会場

とちぎ福祉プラザ 第 1 研修室・第 2 研修室等（住所：宇都宮市若草 1-10-6）

6 内容

- (1) 聴覚障害の基礎知識 (2) 聴覚障害者に接する心構え
- (3) 日本語の基礎知識 (4) 社会福祉関連法 (5) 要約筆記の方法と技術 他

7 対象者

次の (1) ～ (3) を満たす者

- (1) 要約筆記者を目指す県民（講習会修了後、栃木県要約筆記者認定試験を受験し、合格後に要約筆記者として活動する意思のある者）
- (2) 通訳者として、聞こえに支障のない者
- (3) パソコンコースはパソコンを持参し（windows10 以降）、操作に慣れ、タッチタイピングができる者（目安：1 分間に 70 文字以上）

8 参加費

テキスト代 4,000 円程度

（厚生労働省要約筆記者養成カリキュラム準拠「要約筆記者養成テキスト 第 2 版 上・下巻」を使用予定）

9 定員

手書きコース 15名 パソコンコース 15名

(定員を超える申し込みがあった場合、申込書類等にて選考の可能性有り)

10 申込方法

指定の申込用紙に必要事項を記入し、FAX・郵送・来所にて下記まで申込む。

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ視聴覚障害者情報センター

(TEL) 028-621-6208 (FAX) 028-627-6880

11 申込期間

3月18日(月)～4月15日(月) 必着

12 その他

受講決定者には、4月27日(土)午後1時～オリエンテーションを実施する予定。
詳細や受講の可否とあわせて本人へ後日通知する。